

請求人 宛て

横浜市監査委員	藤 野 次 雄
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	梶 村 充
同	大 山 しょうじ

### 住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和 5 年 11 月 22 日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

#### （理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、環境創造局公園緑地部南部公園緑地事務所が所管し、指定管理者制度により管理している中田中央公園の園内を流れる宇田川（村岡川）の草刈り（以下「当該作業」といいます。）に関して、「園内の草刈り作業等の日常業務は環境創造局が作成した「維持管理基本水準書〈中田中央公園〉」（以下基本水準書）にその細目が具体的に指示されており、（略）園内を流れている宇田川についても例外ではなく《水面清掃》として記事がある」ため、泉区泉土木事務所（以下「泉区」といいます。）は「草刈りを発注する必要はない」にもかかわらず、当該公園の「指定管理者の構成団体」（以下「特定事業者」といいます。）に「随意契約にして指名発注している」と主張しています。また、「宇田川の草刈りをしているのは指定管理者の当番作業員である」ため、泉区が「作業実体のないことを発注している」とも主張しています。

#### 1 当該作業の「発注」について

請求人は、「本監査で請求するのは 2018 年のみである」と主張していることから、泉区が行った「2018 年」の当該作業の委託に係る契約の締結と、財務会計上の行為を個別的・具体的に摘示しているものと解されます。

住民監査請求の期間制限について定めた法第 242 条第 2 項は「当該行為のあつた日又は

終わつた日から一年を経過したときは、これをする事ができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定しており、本件請求に係る財務会計上の行為が行われた日は、本件請求のあった令和5年11月22日時点において既に一年を経過していることは明らかです。

また、法第242条第2項の「正当な理由」について、最高裁判所平成14年9月12日判決は「「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである（最高裁昭和62年（行ツ）第76号同63年4月22日第二小法廷判決・裁判集民事154号57頁参照）。そして、このことは、当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合にも同様であると解すべきである。」と判示しています。この判決を踏まえると、本件請求が一年を経過したことにつき正当な理由を認めるに足りる客観的事情も窺<sup>うかが</sup>えません。

## 2 本件請求に係る当該公園の指定管理者・特定事業者の行為について

請求人は前記の主張のほか、「宇田川の草刈りをしているのは指定管理者の当番作業員である」にもかかわらず、当該作業が環境創造局公園緑地部南部公園緑地事務所への「月報に計上されており、」泉区にも「作業完了報告書として提出されている」とし、当該「指定管理者の当番作業員が身分を詐称して「偽装」による「二重請求」」を行っている」と主張しています。

しかし、当該行為は当該公園の指定管理者・特定事業者の行為であり、住民監査請求の要件である横浜市の執行機関又は職員の財務会計上の行為又は怠る事実についての主張とは認められません。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。